注１：６月末在庫は、玄米の取扱数量が年間500トン以上の届出事業者の在庫に10ａ以上の作付生産者の在庫推計値を加えたものである。
注２：水稲収穫量は、22年産米の水稲収穫量(「作物統計」農林水産省大臣官房統計部）である。
注３：加工用米等は、米穀の需給調整実施要領第３において需給調整の取組として取り扱う米穀等として定める加工用米及び新規需要米（飼料用及びバイオエタノール用を除く。)であって主食用米等へ供給されないことが確認された米穀である。
注４：政府買入数量は、22年産米の政府買入数量である。
注５：米穀機構等の市場隔離数量は、集荷円滑化対策の過剰米対策基金を活用して、主食用米を飼料用等に処理することが予定されている数量である。
注６：22年産米の品質低下による精米歩留り減は、販売業者からの聞き取りを踏まえ、例年に比べ▲1.5ポイントとして推計した数量である。
注７：政府備蓄米の主食用販売は、22年７月から23年６月までの政府備蓄米の主食用への販売数量である。
注８：地震・津波被害は､全国出荷団体及び全国米穀販売事業共済協同組合からの聞き取りである。
注９：ラウンドの関係で計が一致しない場合がある。

２　全国の平成23／24年の需要見通し（速報値）

平成23／24年（23年７月から24年６月までの１年間）の全国の需要見通しについては、16年７月策定の基本指針において最近の米の消費量を踏まえて採用した手法により、８／９年（８年７月から９年６月までの１年間）以降から直近の22／23年までの全国の需要実績を用いてトレンド（回帰式）で算出すると、図２及び表２のとおりとなります。

図２　平成８／９年～平成22／23年の全国の需要実績を用いた算出方法

（単位：万トン）

年	x	需要量(y)
8／9	1	943.8
9／10	2	912.9
10／11	3	907.3
11／12	4	885.9
12／13	5	911.5
13／14	6	872.1
14／15	7	894.7
15／16	8	861.6
16／17	9	865.4
17／18	10	851.7
18／19	11	837.5
19／20	12	854.5
20／21	13	823.6
21／22	14	814.1
22／23	15	818.7
23／24	16	804.5

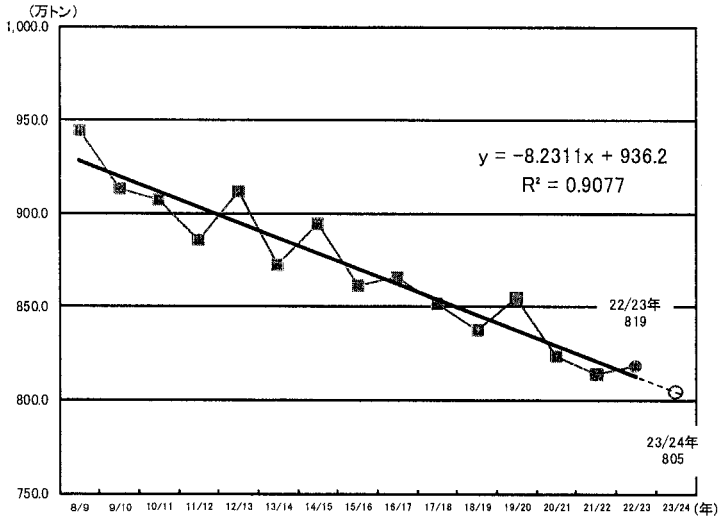


表２　平成23／24年の需要見通し（速報値）

平成23／24年	805万トン

３　平成23／24年の需給見通し

平成23／24年の需給見通しは、表３のとおりです。

⑴　供給量

①　平成23年６月末の民間在庫量（速報値）は、182万トンです。
②　23年産米の生産数量目標は、22年11月作成の基本指針で設定した23年産米の全国の生産数量目標（需要量に関する情報）の795万トンです。
③　原発事故による作付制限に伴う生産量減少は、５万トンの見込みです。
④　地震・津波被害による生産量減少は、９万トンの見込みです。
⑤　原発事故による作付制限及び地震・津波被害による生産量減少への対応として行われた県内市町村間調整・県間調整による生産量増加は、12万トンの見込みです。
⑥　よって、主食用米等の生産量は、793万トンの見込みです。
⑦　この結果、23／24年の主食用米等の供給量の合計は、975万トンとなります。

⑵　需要量

主食用米等の需要量は、２により算出した805万トンです。

⑶　平成24年６月末の民間在庫量

平成24年６月末の民間在庫量は、⑴の供給量及び⑵の需要量から算出して170万トンと見通されます。

表３　平成23／24年の主食用米等の需給見通し

（単位：万トン）

		主食用米等
平成23年６月末民間在庫量	A	182
平成23年産米生産数量目標	B	795
原発事故による作付制限	C	▲ 5
地震・津波被害による生産量減少	D	▲ 9
県内市町村間調整・県間調整による生産量増加	E	12
平成23年産主食用米等生産量	F＝B＋C＋D＋E	793
平成23／24年主食用米等供給量計	G＝A＋F	975
平成23／24年主食用米等需要量	H	805
平成24年６月末民間在庫量	I＝G－H	170

第３　米穀の備蓄の目標数量その他米穀の備蓄の運営に関する事項

国が行う備蓄は、米穀の生産量の減少によりその供給が不足する事態に備え、必要な数量の米穀を在庫として保有することとされていることから、６月末時点での在庫量100万トン程度を現行の適正水準として、需給状況を踏まえつつ必要な数量の米穀を保有することとします。

備蓄運営手法については、平成23年度から棚上備蓄方式に移行しました。

棚上備蓄方式による備蓄運営の基本的な考え方は、

①　適正備蓄水準は、100万トン程度（６月末）
②　国内産米を一定期間（５年間程度）備蓄
③　備蓄米の買入れは、出来秋の市場価格に影響を与えないよう事前契約によることを基本に、公正性・透明性を確保する観点から一般競争入札により実施（毎年20万トン）
④　備蓄米は、備蓄後に飼料用等の非主食用として販売（毎年20万トン）